

教育実習希望の皆さんへ

令和8年度教育実習の申込みについて

大阪府立高槻北高等学校
教務部

本校の教育実習の申し込みを下記のように実施します。

記

1. 本校に教育実習を申込みことができる者は以下の条件を満たす者とします。

- (1) 本校の卒業生
- (2) 教職を志望し、教員採用試験を受験する予定の者
- (3) 本校の教育方針を守り、実習期間中に指導教員等の指導に従うと誓約する者
- (4) 本校教職員の勤務に準じた実習が可能な者
- (5) 在籍大学等より協力依頼がある者

本校では、上記の条件を満たす本校卒業生の教育実習はできるだけ受入れるように努力はしますが、教科の事情等により受入れできない場合もあります。また、上記の条件を満たさずに教育実習を希望する者については、本校教頭に相談してください。

2. 受け入れの手続きについて

- (1) 事前に電話連絡して、実習希望科目の教科主任との面談の予約をしてください。その際に、以下の内容を伝えてください。

- ①氏名 ②卒業年度 ③在籍大学名 ④実習希望教科・科目
⑤実習希望期間 ⑥緊急連絡先

- (2) 「教育実習申込書」にあらかじめ記入、持参の上で、来校してください。

※HP からダウンロードできます。

- (3) 実習希望科目の教科主任との面談および教頭への「教育実習申込書」の提出をもって、教育実習受け入れの内諾とします。
- (4) 申込期限は原則として、令和7年9月末日とします。申し込み状況によっては、早く締め切らせて頂くこともありますので、ご了承ください。
- (5) 大学等から内諾書等の書類の提出を求められている場合は、来校の際に持参するか、後日郵送してください。その場合は、切手を貼付した返信用封筒も用意してください。

3. 実施期間および事前説明会等について

- (1) 教育実習期間は、原則として令和8年5月下旬から6月中旬の3週間とします。
- (2) 実習期間前に、事前説明会およびオリエンテーションを実施するので必ず参加してください。

4. その他

教育実習の受け入れを内諾された者が、教育実習を実施できない事情が発生した場合は、すみやかに本校教頭まで連絡してください。

5. 教育実習についての問い合わせは本校教頭または教務部教育実習係まで